

# 朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和8年1月26日

選挙管理委員会事務局

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会臨時会（1月）
開催日時	令和8年1月26日（月）午前10時00分から午前10時33分まで
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）
出席者の職・氏名	委員4名（細田委員長、加藤職務代理、金子委員、藤井委員） 事務局3名（小笠原局長、高橋局次長、三上係長）
欠席者の職・氏名	なし
議題	<p>選挙人名簿関係</p> <p>議案第14号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>在外選挙人名簿関係</p> <p>議案第16号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>議案第17号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>衆議院議員総選挙関係</p> <p>議案第18号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>議案第19号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>議案第20号 期日前投票所の投票立会人の選任について</p> <p>議案第21号 登録の移替えの延期を定めることについて</p> <p>議案第22号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について</p> <p>議案第23号 開票の日時及び場所の決定について</p> <p>議案第24号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について</p> <p>議案第25号 事務従事者の委嘱について</p>

<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会臨時会次第</li> <li>・議案第14号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</li> <li>・議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて</li> <li>・令和8年1月26日選挙時登録概要について</li> <li>・投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表</li> <li>・議案第16号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて</li> <li>・在外選挙人名簿登録者一覧表</li> <li>・議案第17号 在外選挙人名簿から抹消することについて</li> <li>・在外選挙人名簿抹消者一覧表</li> <li>・在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況</li> <li>・議案第18号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</li> <li>・議案第18号 別紙</li> <li>・議案第19号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</li> <li>・議案第19号 別紙</li> <li>・議案第20号 期日前投票所の投票立会人の選任について</li> <li>・議案第20号 別紙</li> <li>・議案第21号 登録の移替えの延期を定めることについて</li> <li>・議案第22号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について</li> <li>・議案第23号 開票の日時及び場所の決定について</li> <li>・議案第24号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について</li> <li>・議案第25号 事務従事者の委嘱について</li> <li>・選挙事務従事者 各位</li> </ul>		
<p>会議録の作成方針</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <table border="1" data-bbox="448 1234 903 1346"> <tr> <td data-bbox="448 1234 903 1346"> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p> </td> <td data-bbox="903 1234 1439 1346"> <p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p> </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 委員全員 による確認</p>	<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>
<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>		
<p>傍聴者の数</p>	<p>0名</p>		
<p>その他の必要事項</p>			

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。

第51回衆議院議員総選挙の日程は、1月27日公示、明日です。

2月8日投開票とすることが決まりましたので、当委員会としても遺漏なき対応を取っていただきたくお願い申し上げます。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、「会議録署名委員の指名」でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、加藤職務代理、お願いいたします。

○加藤職務代理

分かりました。よろしく申し上げます。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第14号 選挙人名簿に登録する者について

議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。

選挙人名簿関係でございます。「議案第14号 選挙人名簿に登録する者について」並びに「議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて」。両案は関係がございますので、一括議題とさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、一括して提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第14号、選挙人名簿に登録する者について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男554人。女486人。計1,040人でございます。

続きまして、議案第15号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので、選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男555人。女505人。計1,060人でございます。

次のページを御覧ください。

「投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表」でございます。一番下の欄でございますが、今回の登録と抹消をした結果、合計で、男59,922人。女59,817人。計119,739人が登録者数となります。

続きまして、次のページを御覧ください。

今回の選挙時登録の概要でございますが、内容につきまして、選挙人名簿の登録ですけれども、転入者については、令和7年9月2日から令和7年10月26日までに転入の届出をした者。年齢要件といたしましては、平成19年12月3日から平成20年2月9日の間が生年月日の者でございます。合わせまして、先ほど申し上げたとおり、1,040人の登録でございます。このうち、年齢要件に該当する登録の者が255人ということになってございます。

次に、2の抹消関係でございますが、転出等につきましては、令和7年8月1日から令和7年10月26日までの間。死亡については、令和7年12月2日から令和8年1月26日の間の者でございます。その結果、1,060人の方が抹消となります。このうち、死亡されて抹消になった方は、192人ということでございます。

3番目といたしまして、選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、1/3の数につきましては、御覧のとおりとなっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、初めに、まず議案第14号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第14号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第15号につきまして、何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第15号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(ございません、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 在外選挙人名簿関係

議案第16号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第17号 在外選挙人名簿から抹消することについて

##### ○細田委員長

次に、在外選挙人名簿関係でございます。「議案第16号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第17号 在外選挙人名簿から抹消することについて」。両案は関係がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、一括して提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

##### ○事務局・高橋局次長

議案第16号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男3人。女2人。計5人でございます。

該当される方につきましては、次のページに掲載されているとおりでございます。

続きまして、議案第17号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男0人。女1人。計1人でございます。

対象となる方につきましては、次のページに掲載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数でございます。

今回の登録と抹消をした結果、合計で、男58人、女58人、計116人となっております。

また、在外選挙人名簿の登録者数の推移と近隣市の状況につきましては、下の表のとおりでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、直ちに議案第16号について、何か質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第16号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号につきまして、何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第17号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第18号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、衆議院議員総選挙関係でございます。「議案第18号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第18号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページを御覧ください。別紙でございます。

第1投票区から第23投票区につきまして、投票管理者及びその職務代理者ということで、それぞれ1人ずつ、23人ずつでございます。

まず、投票管理者につきましては、市の職員で係長職以上の職員を充ててございます。また、職務代理者につきましては、主に係長職の職員を充てているという内容でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第18号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第19号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第19号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第19号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべ

き者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページを御覧ください。別紙となっております。

朝霞市役所内、それと朝霞台出張所内、それぞれ期日前投票期間の1月28日から2月7日の11日間につきまして、投票管理者につきましては、選挙管理委員の皆様、それと元、市の職員を主にお願いをするものでございます。また、投票管理者の職務代理者につきましては、市の職員のうち、主に係長職の職員にやってもらうということで予定しているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第19号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第20号 期日前投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第20号 期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第20号、期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページの別紙を御覧ください。

朝霞市役所内、朝霞台出張所内におきまして、それぞれ11日間、1月28日から2月7日までの間、各投票所におきまして、お二人の方を立会人として選任するものでございます。

立会人の依頼につきましては、主に明るい選挙推進協議会の方、それと公募による方を予定して  
ございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

それでは、議案第20号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第21号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第21号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。

説明をお願いします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第21号、登録の移替えの延期を定めることについて。

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により朝霞市の選挙人名簿  
の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間、令和8年1月23日から令和8年2月8日までということ  
で、衆議院の解散した日から投票日までの間となります。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第21号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第22号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第22号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第22号、開票立会人のくじの日時及び場所の決定について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和8年2月5日午後5時30分。2、場所、朝霞市役所内。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

○金子委員

多分、この日は会議がないようなことをおっしゃっていましたよね。

○高橋局次長

はい。こちらにつきましては、開票立会人の方が、それぞれの選挙におきまして3人から10人の中に収まれば、くじの方はなくなります。

今のところ、立候補の説明会の方に出席されている方の状況等を見ますと、恐らく、くじにはならないのではないかというふうに見込まれるものでございます。

以上でございます。

○金子委員

ありがとうございます。

○細田委員長

では、その連絡だけは、あるときは速やかにお願いします。

○高橋局次長

はい。

○細田委員長

ほかに、質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑を終結いたします。

議案第22号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

##### 議案第23号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第23号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第23号、開票の日時及び場所の決定について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票区名、朝霞市。開票の日時、令和8年2月8日午後8時50分。開票の場所、朝霞市立総合体育館サブアリーナでございます。

以上でございます。

○細田委員長

説明が終わりました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第23号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第24号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第24号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第24号、投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等提示につき、同条第3項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和8年1月27日午後5時30分。2、場所、朝霞市役所内。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第24号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第25号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

次に、「議案第25号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第25号、事務従事者の委嘱について。

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和8年1月26日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページを御覧ください。

投票区につきましては、第1投票区から第23投票区まで、それぞれの投票所におきまして10人の事務従事者、開票管理者を含みまして10人の事務従事者とするものでございます。そのうち7人を市の職員、3人を派遣スタッフということで考えてございます。

それと、投票所のほかに、本部も含めまして合計207人の事務従事者ということになります。

開票につきましては、分類係から最後、本部まで含めまして、214名。市の職員並びに開票の分類係につきましては、一部で派遣の職員に依頼をするということで考えているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第25号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり承認されました。

以上で日程4の議題は終了いたしました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程5、「その他」でございます。

委員の方から何かございますか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員

2月8日の本番のときの立会人の、この私たちの名簿というのは、ないんですか。

○高橋局次長

それにつきましては、現在、立会人となられるべき方に依頼中でございます。2月7日午前10時から投票所巡回、回る前に委員会を開かせていただきまして、そこで最終的に決定をお願いしたいと思います。

○金子委員

はい、分かりました。

ありがとうございます。

○細田委員長

ほかに、委員の方から何かございますか。

どうぞ。何かありますか。

○藤井委員

最高裁の裁判官の審査の公示がいつになるのでしたっけ。

○細田委員長

その辺はどうですか、日程的に。

○藤井委員

4日ぐらい遅れるというような。

○高橋局次長

最高裁判所裁判官国民審査法の中で、解散の日から公示日までの間が4日以内の場合については、投票日前8日ということございまして、2月1日に公示ということで、投票が開始ということでございます。合わせて、不在者投票につきましても、1月中は、選挙人の方に対して、審査人の方に対して、投票用紙の交付もできないということになってございます。

○藤井委員

そうすると、2月1日から。期日前は28日からできるよね。すると、31日までの間は、できないよね。そういう旨は、ちゃんと住民に知らせなきゃならないよね。

○高橋局次長

市のホームページの方で、まず御案内をさせていただきます。

それと、あとは、期日前投票に来られた方につきましては、投票所の中で、最高裁については、ちらしとか紙の方ですね。改めて2月1日以降に御足労くださいということでの御案内の紙は、お渡しする予定で考えてございます。

○藤井委員

その文書はないの。

○小笠原局長

今、取りに行きました。小さいちらしをですね。

○細田委員長

ちょっとトラブルになるかもしれないので、期日前のときには。

○小笠原局長

31日までにはいらした方については、お持ちいただく。あと、会場の中に掲示するようにします。

○藤井委員

中にもね。掲示をしてほしいね。

○小笠原局長

大きくします。

○細田委員長

そのときは、投票箱は三つ置いてあるの。二つ。

○高橋局次長

最初は、二つです。

○細田委員長

最初は二つ。それで、その日からは三つ。

○高橋局次長

追加します。

○藤井委員

2月1日以降は、三つになるんだよね。

○細田委員長

文句を言う人もいると思うんだ。不手際なく。

○金子委員

あと、立会人の依頼書みたいなものも遅れているんですね。

○小笠原局長

まだ、入っていないです。すみません、申し訳ないです。

○高橋局次長

週末にですね、郵便の方でお送りさせていただいているところですが、申し訳ございません。今日以降になってしまうと思いますが、届くかと思っております。

○加藤職務代理

もう皆さん、フル回転で大変ですもんね。

○藤井委員

投票用紙の発送も遅れているよね。

○小笠原局長

投票用紙は、届いているのですが、入場券の発送が、今遅れています。届く予定が、皆さんの各世帯には、2月の2日、3日、4日で郵便局が配達する予定なので、遅れます。それは、防災行政無線も使って周知していきます。

○細田委員長

ちょっと最高裁の紙の説明をしてくれますか。

○小笠原局長

これをお配りするのは、1月28日から1月31日までですね。その間に投票に来た方たちは、国民審査の投票がお済みではありません。国民審査の期日前投票の開始は、2月1日以降になるので、いらしていただいて、投票の際は、期日前投票所の会場の窓口でおっしゃっていただくようになります。

○細田委員長

入場券は、持ち帰るの。

○小笠原局長

持ち帰りません。こちらで預かってしまいますので、何もない状況なので、御自身がこれを渡すことによって、まだやっていないんだな、2月1日以降からできるんだなということを知るようにしておきます。

何か変えますか。

○細田委員長

文章的に、投票がお済みではありませんって、よく意味が分からないんだけど。

○金子委員

本日の投票では、この投票はできませんですよ。

○細田委員長

できませんと書いた方がいいんじゃないの。

できませんので。

○加藤職務代理

できませんですね、普通はね。

○細田委員長

こういうフォーマットになっているの。

○事務局・三上係長

一応、こちらの意図について。

○細田委員長

じゃあ、ちょっと休憩します。

---

(暫時休憩)

---

○細田委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

その他で、委員の方から何かございますか。

よろしいですか、そんなところで。

○金子委員

すいません、明日は5時半からですけど、どのぐらいで終わりますか。

○高橋局次長

くじ引きだけでございますので、なおかつ、候補者は4人と想定してございますので、30分もしないで終わるかと思います。

○金子委員

分かりました。同じこの部屋で市民まつりの実行委員会だそうです。そこに参加したいので、6時からなんですけど大丈夫ですね。すみません、よろしくお願いします。

○細田委員長

ほかになれば、事務局から何かございますか。

○高橋局次長

ございません。

○細田委員長

いいですか。

---

◎6 閉会

○細田委員長

では、ないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

委員長

委員